

札幌市中央消防署長告示第1号

札幌市火災予防条例第63条の3第1項の規定に基づき
消防署長が指定する催し

「札幌市火災予防条例」（昭和48年条例第34号）第63条の3第1項及び「札幌市火災予防条例第63条の3第1項の規定に基づき消防長が定める要件」（平成26年札幌市消防長告示第5号）に該当する催しで、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な影響を与えるおそれがあると認める催しを下記のとおり指定する。

記

	指定する催し	開催場所	開催期間	主催者
1	北海道神宮例大祭 (札幌まつり)	中島公園 (中央区中島公園)	令和8年 (2026年) 6月14日 ～ 6月16日	北海道街商協同組合
2	第62回 すすきの祭り	南4条西3～4丁目 南5条西3～4丁目 南6条西3～4丁目 南7条西3～4丁目	令和8年 (2026年) 8月6日 ～ 8月8日	一般社団法人 すすきの観光協会

令和8年(2026年)4月2日

札幌市中央消防署長 稲童丸 将人

